三木市地域公共交通検討協議会設置要綱(平成23年)新旧対照表

三木市地域公共交通検討協議会設置要綱(平成23年)新旧対照表	
現	改正案
(設置) 第1条 市民の移動手段の確保及び市民生活の利便性の向上を図るとともに、 地域の活性化に役立つ新たな公共交通網を構築するため、三木市地域公共交 通検討協議会(以下「協議会」という。)を設置する。	(設置) 第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及 び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域におけ る需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便 の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協 議するとともに、市民の移動手段の確保及び市民生活の利便性の向上を図ると ともに、地域の活性化に役立つ新たな公共交通網の構築に係る公共交通に関す る計画(以下「計画」という。)の策定並びにこれらの実施に関し必要な事項 を協議するため、三木市地域公共交通検討協議会(以下「協議会」という。) を設置する。
(所掌事項) 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。 (1) 新たな公共交通網を構築するための計画策定に関する事項 (2) その他新たな公共交通網を構築するために必要な事項	(所掌事項) 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合運送の態様及び運賃並びに料金に関する 事項 (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3) 計画策定及び変更に関する事項 (4) 計画に位置付けられた事業の実施に関する事項 (5) その他協議会の目的を達成するために必要と認める事項
(組織) 第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者とし、市長が選任する。 (1) 学識経験者 (2) 市民の代表 (3) 次に掲げるものがそれぞれ推薦する者 ア 神戸電鉄株式会社 イ 神姫バス株式会社 ウ 神姫ゾーンバス株式会社 エ 一般社団法人兵庫県タクシー協会 オ 三木商工会議所 カ 吉川町商工会	(組織) 第3条 協議会は、 <u>別表1に掲げる委員をもって組織する。</u>

別紙2-2

キ 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部 ク 兵庫県三木警察署 ケ 兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課	
コー兵庫県北播磨県民局加東土木事務所	
サ 北播磨総合医療センター企業団 シ 三木市	
(任期)	(任期)
第4条 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。	第4条 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
(会長及び副会長)	<u>(役員)</u>
第5条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。	第5条 協議会に <u>次の役員を置く。</u>
2 会長は、会務を総理する。	<u>(1)</u> <u>会長1人</u>
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき	(2) 副会長1人
は、その職務を代理する。	(3) 監査委員1人
	2 会長は、委員の互選により選任する。
	3 会長は、会務を総理する。
	4 副会長及び監査委員は、委員の中から会長が指名する。
	<u>5</u> 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。
	6 監査委員は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会に報告する。
(会議)	(会議)
第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決す	第6条 協議会 <u>の会議(以下「会議」という。)</u> は、会長が招集し、その議長と なる。
2 励職会の職事は、山川安貞の週十数で伏し、引日同数のとさは職民の伏り るところによる。	'なる。 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決する
3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求め、そ	
の意見を聴くことができる。	3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求め、その
	意見を聴くことができる。
	4 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な
	協議に支障が生じると認められる協議及び情報公開法その他法令、条例等によ
	<u>り不開示とされる情報に関する協議については、会長の判断により会議の一部</u>
	<u>又は全部を非公開とすることができる。</u>
	(書面協議)
	第7条 地震、暴風雨、大雪などの自然災害、感染症のまん延等、やむを得ない
	事情により会議を開催することが困難なときは、書面により委員へ賛否を求め、

	<u>委員から書面による回答を得ることで、会議の議決に代えることができる。</u>
	2 前項の規定にかかわらず、委員の過半数から書面による回答が得られなけれ
	<u>ば、会議の議決に代えることはできない。</u>
	3 第1項に規定する場合における協議会の議事は、前条第2項の規定を準用す
	<u>る。</u>
	(協議結果の尊重)_
	第8条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果
	を尊重しなければならない。
(部会)	(部会)
第7条 会長は、第2条各号に掲げる事項について必要があると認めるときは、	第9条 会長は、第2条各号に掲げる事項について必要があると認めるときは、
協議会に諮って部会を置くことができる。	協議会に諮って部会を置くことができる。
	2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
(庶務)	(事務局)
第8条 協議会の庶務は、都市整備部交通政策課において処理する。	第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
NA STOREST AND STO	2 事務局は、三木市都市整備部交通政策課に置く。
	3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
	_(事業年度)
	第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
	(経費の負担)
	第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をも
	<u>って充てる。</u>
	(財務に関する事項)
	第13条 協議会の予算の編成、現金の出納その他協議会の財務に関し必要な事
	項は、会長が協議会に諮って定める。
	(協議会が解散した場合の措置)
	第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち
	切り、会長であった者がこれを決算する。
(補則)	(補則)
第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って	第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って
定める。	定める。
定める。	定める。

3

別紙2-2

別表1(第3条関係)
委員
学識経験者
市民の代表又は地域公共交通の利用者
神戸電鉄株式会社の指定する者
神姫バス株式会社の指定する者
神姫ゾーンバス株式会社の指定する者
三木市デマンド型交通を運行する事業者の指定する者
一般社団法人兵庫県タクシー協会の指定する者
日本私鉄労働組合総連合会神姫バス労働組合の指定する者
三木商工会議所の指定する者
吉川町商工会の指定する者
国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部の指定する者
兵庫県三木警察署の指定する者
兵庫県土木部交通政策課の指定する者
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所の指定する者
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所道路第2課の指定する者(道路管理者)
三木市都市整備部道路河川課の指定する者(道路管理者)
北播磨総合医療センター企業団の指定する者
三木市の指定する者

4

(下線部は変更箇所)

別紙2-2